

第68回 飯塚市地域公共交通協議会

第54回 飯塚市地域公共交通会議

日時：令和7年6月30日（月） 14：00～

場所：飯塚市役所本庁 5階研修室

議事次第

1. 開会

2. 市民協働部長あいさつ

3. 事務局員の紹介

4. 新任委員の紹介

5. 議事

（1）議案第1号 令和6年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について

（2）議案第2号 令和7年度飯塚市地域公共交通協議会予算について

（3）議案第3号 地域公共交通確保維持事業について（予約乗合タクシー事業国庫補助関係）

（4）議案第4号 エリアワゴン運行路線の一部見直しについて

6. 報告事項

（1）飯塚市コミュニティ交通の運行実績について

（2）「飯塚市地域公共交通計画」における施策の実施状況について

（3）飯塚市内を運行する西鉄バス路線の概要について

（4）出前講座の実施について

7. その他

8. 閉 会

1. 開会

事務局：本日ご出席の委員数につきましては、25 名となっており、過半数の出席となりますので会議が成立したことをご報告いたします。なお、福岡県交通政策課の三重野委員につきましては、同課から安増様に、九州運輸局福岡運輸支局の永松委員につきましては支局から辻様に代理でご出席いただいております。

それではただ今から、第 68 回飯塚市地域公共交通協議会並びに第 54 回飯塚市地域公共交通会議を開会いたします。

2. 市民協働部長あいさつ

事務局：まず、本協議会の会長でございます飯塚市の小川市民協働部長より皆様にご挨拶申し上げます。

小川会長：皆さんこんにちは。今会の会長であります市民協働部長の小川でございます、どうぞよろしくお願いいたします。梅雨が明けまして、6 月に梅雨明けというのは本当に大丈夫かなと思いますけど、本当に暑い中、またお忙しい中、本協議会・交通会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は今年度第 1 回目の会議となりますので後ほどまた事務局の方から事務局職員の異動等、また新任委員さんの紹介がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本市におきましては昨年度、コミュニティ交通の体系見直しを行いまして、既にこの 4 月から新しい計画内容で運行を開始いたしております。今後、皆さんのご意見をいただきながら、持続可能な地域公共交通の構築に向けて邁進してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解とご協力よろしくお願いいたします。

本日は議案が 4 件、報告事項も 4 件予定されておりますので、忌憚のないご意見をいただきまして、この会議を有意義に進めてまいりたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

3. 事務局員の紹介

(事務局員の紹介)

4. 委員の紹介

(委員の紹介)

5. 議事

事務局：それではこれより議事に入ります。進行は小川会長にお願いいたします。

(1) 議案第1号 令和6年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について

小川会長： それでは、議案第1号「令和6年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 令和6年度の飯塚市地域公共交通協議会の決算について説明いたします。

資料1、歳入歳出決算書の1ページをお願いします。収支の表になりますが、歳入、歳出の総額はそれぞれ1,747万7,830円となっております。

2ページをお願いします。歳入歳出の内訳になりますが、上段の歳入につきましては、飯塚市からの負担金の収入済額573万5,830円と予約乗合タクシー運行事業費に対する国庫補助金1,174万2,000円の合計で、1,747万7,830円となっております。

次に下段の歳出についてですが、1. 運営費の支出済額は51万830円で、その内訳は、会議費の委員報酬40万7,100円、旅費5万5,880円、事務費の役務費1万2,430円、振込手数料3万5,420円となっており、これらは令和6年度に4回開催しました本協議会の運営にかかった費用でございます。

次に、2. 事業費の支出済額は1,696万7,000円で、内訳は、コミュニティ交通体系検証等支援業務に係る業務委託料としまして、522万5,000円、予約乗合タクシー運行に係る国庫補助金を市へ納付する国庫補助額納付金としまして1,174万2,000円となっております。

なお、この内容につきましては、次の3ページに添付しておりますとおり、監査委員の香月委員と田代委員に監査をしていただいております。

以上で説明を終わります。

小川会長： それでは続きまして監査委員による監査報告をお願いいたします。

香月(法)委員： 令和6年度飯塚市地域公共交通協議会歳入歳出決算について、監査を実施しましたので、その結果について報告いたします。

令和7年4月24日に、監査を実施いたしました。

監査の結果といたしましては、歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書の計数は正確であり、令和6年度の決算を適正に表示していることが認められました。

また、事務処理も適正に執行されていることが認められました。

以上で、監査報告を終わります。

小川会長： 説明が終わりましたが、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

それでは採決いたします。議案第1号につきましては、承認するということがよろしいでしょうか。

全委員： (異議なし)

小川会長： ありがとうございます。それでは議案第1号につきましては承認されました。

(2) 議案第2号 令和7年度飯塚市地域公共交通協議会予算について

小川会長：次に議案第2号「令和7年度飯塚市地域公共交通協議会予算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2をお願いします。

太枠で囲んだ本年度予算額の欄にありますとおり、歳入歳出の総額は、それぞれ 1,687 万 5,000 円となっております。

まず収入の部、1 負担金についてですが、この負担金は、当協議会が飯塚市から受け入れる負担金で、513 万 3,000 円となっており、前年度から 179 万 2,000 円減額となっております。この減額の主な要因につきましては、後程、支出のほうで説明いたします。続きまして、2 補助金ですが、これは予約乗合タクシーの運行事業費に係る国庫補助でございまして、前年度から 30 万円増額となっております。この増額は補助金の算定基準の変更によるものでございます。

続きまして、支出の部、1. 運営費の中の会議費ですが、協議会及び幹事会の開催回数を協議会4回、幹事会3回とし、本年度予算は、報酬と旅費の合計で 90 万 8,000 円を計上しており、前年度から 32 万 3,000 円減額となっております。この減額の要因ですが、前年度は、協議会の開催予定回数を年6回と多く見込んでおりましたが、令和7年度は前年度の開催実績に基づきまして、開催予定回数を4回に減らしたことによるものです。

次に、2の事務費につきましては、需用費1万2,000円、役務費7万2,000円、振込手数料6万8,000円の合計15万2,000円を計上しております。こちらも協議会開催回数の減に伴い、減額としております。

次に事業費ですが、これは、モニタリング調査等に係る委託料として、407 万 3,000 円を計上しております。前年度から 143 万 6,000 円減額になっておりますが、前年度はモニタリング業務に加えて、令和7年度から9年度の3年間の運行計画策定支援業務も含まれておりましたので、委託料が大きかったものです。

最後に国庫補助額納付金ですが、これは収入の予約乗合タクシーの運行経費に対する国庫補助金と同額を市へ納付するものになります。

以上で説明を終わります。

小川会長：ただいま事務局から令和7年度予算につきまして説明がありましたが、ご意見ご質問ありませんでしょうか、よろしいですか。それでは採決いたします、議案第2号につきましては承認するということによろしいでしょうか

全委員：（異議なし）

小川会長：ありがとうございます。それでは議案第2号につきましては承認されました。

(3) 議案第 3 号 地域公共交通確保維持事業について（予約乗合タクシー事業国庫補助関係）

小 川 会 長 ： 次に議案第 3 号「地域公共交通確保維持事業について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 ： 資料 3 をお願いします。この資料は予約乗合タクシー事業の関係になりますが、予約乗合タクシー事業につきましては、毎年、国の「地域公共交通確保維持事業」に基づく補助を受けております。この国庫補助金を次年度も活用するため、この資料について、本協議会の承認を受け、国土交通大臣あてに提出する流れになっております。

説明につきましては、昨年度提出した記載内容から変更があった箇所を主に説明させていただきます。

まず、1 ページの 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性についてですが、ここは冒頭から、本市のコミュニティ交通の沿革の概要を記載しております。その中で後半の朱書き部分になりますが、令和 7 年 4 月から新しい運行計画となり、その中で主にエリアワゴンの運行ダイヤを再編したことについて、追記しております。

2 ページをお願いします。今後の利用者数の数値目標になっております。朱書き箇所が昨年度からの変更箇所になりますが、表 1 の予約乗合タクシーのところを取り上げますと、現状、令和 5 年 10 月から令和 6 年 9 月までの実績の年間利用者数が、43,961 人、令和 8 年度以降の目標値 48,000 人としております。この目標値につきましては、飯塚市地域公共交通計画の本体の中で設定している目標値を記載しております。

3 ページをお願いします。ここは、上半分が事業の効果、下の表が先程の目標を達成するための事業概要とその実施主体になりますが、予約乗合タクシー、エリアワゴン、コミュニティバスの併用運行という交通体系は、今後も継続して実施することから、記載内容も変更ありませんので、詳細は割愛させていただきます。

次に 4 ページをお願いします。中段に予約乗合タクシーの運行系統と運行事業者の表を記載しております。この運行系統の概要と地図を 10 ページ以降に添付しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

次に 6 ページをお願いします。ここから 7 ページにかけて、本協議会の開催状況を記載しております。7 ページのほうに、朱書きしておりますが、昨年度、令和 6 年度の 9 月、11 月、12 月に開催した協議会での主な議題、また、本日の主な議題を追記しております。

8 ページをお願いします。ここは利用者等の意見反映状況になります。令和 7 年度については現時点で記載しておりませんが、今年度は、出前講座などを予定しており、そういった場での意見聴取も実施することとしております。出前講座の関係については、本日の次第にもありますとおり、報告事項の中で改めてご説明させていただきます。

主な内容は以上になります。なお、この資料を国へ提出したあと、若干の修正が生じた際には、事務局において対応いたしますので、ご了承ください。

以上で、説明を終わります。

小川会長： ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問ありませんでしょうか、よろしいですか。それでは採決いたします、議案第3号につきましては承認するということがよろしいでしょうか

全委員： （異議なし）

小川会長： ありがとうございます。それでは議案第3号につきましては承認されました。

（４）議案第４号 エリアワゴン運行路線の一部見直しについて

小川会長： 次に議案第4号「エリアワゴン運行路線の一部見直しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料4をお願いします。こちらは、運行の安全を確保するため運行ルートの見直しを行うものです。見直し後の運行は、本日の協議会で承認後に福岡運輸支局に申請をいたしますので、申請から1ヶ月程度の審査期間を置きまして、遅くとも9月1日の運行を予定しています。実際には、筑穂地区の運行は火曜日ですので、9月2日（火）からとなります。

見直しを行う箇所は2か所です。まず、資料4の左側につきましては、「平塚消防詰所」から「川食筑穂店」のルートで、変更理由は信号のない右折経路があるため、路線を追加するものです。対象は、内野線の第3便、第5便、第7便となります。

現在、地図の青のルートが許可を受けた運行ルートで、青の矢印のように往復しておりますが、往路で川食を出発して、出雲交差点を過ぎて平塚消防詰所に行く場合は、左車線から進入しますので問題はありませんが、復路の第3便、第5便、第7便の場合は、200号線に右折して進入する場合に信号がないことから、安全を確保するために、地図に示しております赤のルートを追加するものです。

変更後は、往路復路それぞれが赤の矢印のと通りの運行となります。バス停間の距離は、現在0.2kmですが、このルートの追加により0.28kmとなります。ダイヤの変更はございません。

もう一つが、資料の右側になります。同じく、筑穂地区（内野線）で「湯ノ浦先踏切」から「内野小学校」までのルートです。対象は、第3便、第5便、第7便となります。こちらも現在、青の矢印のように往復していますが、復路の場合は200号線に右折して進入する場合に信号がないことから、赤のルートを追加するものです。バス停間の距離は、現在2.38kmですが、このルートの追加により2.64kmとなります。ダイヤの変更はございません。

以上で説明を終わります。

小川会長： ただいま事務局から説明がありました、ご意見ご質問ありませんでしょうか、よろしいですか。それでは採決いたします、議案第4号につきましては承認するという事でよろしいでしょうか

全委員： （異議なし）

小川会長： ありがとうございます。それでは議案第3号につきましては承認されました。

6. 報告事項

（1）飯塚市コミュニティ交通の運行実績について

小川会長： 次に報告事項に入ります。飯塚市コミュニティ交通の運行実績について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和6年度の運行実績について、報告いたします。資料5をお願いします。1ページの【1】にコミュニティ交通全体の利用者数を記載しております。左の表は令和4年度から令和7年度の4月までの利用者数を記載しております。右のグラフはコロナ禍の令和元年度から令和6年度までの利用者数を表したものです。

各交通機関の利用者数は、路線ワゴンを除き、いずれも増加しております。

宮若市共同コミュニティバスの利用者を含む令和6年度の全体の利用者数は、108,697人、前年度比3,726人増となっています。

それぞれの交通機関で地区別の利用者数は【2】以降に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

なお、令和7年度につきましては、4月分のみの実績でございますので、分析までには至っておりません。次回の協議会において、ご報告させていただく予定としています。以上で報告を終わります。

小川会長： 運行実績について報告事項の説明がありました。ご意見ご質問ありませんか。よろしいですか。本件は報告事項でございますので、ご了承願います。

（2）「飯塚市地域公共交通計画」における施策の実施状況について

小川会長： 次に「飯塚市地域公共交通計画」における施策の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料6をお願いします。

「飯塚市地域公共交通計画」につきましては、飯塚市のコミュニティ交通だけではなく、公共交通全般に関する行政計画になりますが、計画の中にはいくつかの目標が定められておりまして、その目標を達成するために具体的に取り組む施策を設定しております。

その施策の中で、毎年度、事業進捗状況の報告及び、その進捗に対する評価が必要とされている事業を抜粋しておりますので、その内容を報告させていただきます。

項目左から、目標、施策ナンバー、施策名、事業となっており、広い枠のところは、令和6年度の主な事業実施状況になります。要点のみ説明させていただきます。

先ず、施策ナンバー④「身近な輸送を支える公共交通の運行実施」、これに関わる事業の一つが、コミュニティ交通、予約乗合タクシー・エリアワゴンの運行になります。事業実施状況としましては、予約乗合タクシーは市内9地区、エリアワゴンは市内10地区で運行しております。また、令和6年度の主な改善内容のところに記載しているとおり、予約乗合タクシーの地区外施設の追加や、エリアワゴンの停留所追加などの改善に取り組んだところです。

一番右側が評価欄になります。予約乗合タクシー及びエリアワゴンともに運行継続しておりますので、事業実施の評価としては、「実施できている」そして、今後も「継続実施」としております。

次の施策ナンバー⑤に係る事業、「鉄道・民間路線バスの運行支援」ですが、主な支援としましては、民間路線バスに対する赤字補填を実施しております。この赤字補填を含む路線バスに関する内容につきましては、この後の報告事項で改めて説明いたします。

もう一つの事業が、「コミュニティバスの運行」になりますが、飯塚市単独運行路線の筑穂・高田線、宮若市と共同運行している宮若・飯塚線を運行しており、今後も継続して実施します。

この後の施策ナンバー⑥以降の事業につきましても、事業は全て実施済みですので、それぞれの内容につきましては、後程ご確認いただければと思います。

簡単ですが、以上で報告を終わります。

小川会長： 施策の実施状況について報告事項の説明がありました。ご意見ご質問ありませんか。

安増委員代理： この表に記載の施策⑤-2ですが、民間路線バスの利用促進の部分で、JR九州筑豊本線の主要4駅とありますが、これがどの駅か教えていただけますか。

事務局： 本市の筑豊本線の主要4駅ということで、新飯塚駅、飯塚駅、天道駅、鯉田駅の4駅を対象としております。

安増委員代理： ありがとうございます。もう1件、資料5の1ページ目右側のグラフについて。コミュニティバス（飯塚市単独）が、令和4年度から令和5年度にかけては増加していると思いますが、それより前の令和3年度や2年度に比べると下がっていると思いますが、再編等の理由があるのでしょうか。

事務局： 令和3年度までは飯塚市の単独運行路線が4路線ございまして、令和3年度中に再編を行い、令和4年度からは筑穂・高田線の1路線のみの運行となっております。

小 川 会 長 ： 他にご意見ご質問ございませんか。よろしいですか、それでは本件は報告事項でございますので、ご了承願います。

（３）飯塚市内を運行する西鉄バス路線の概要について

小 川 会 長 ： 次に飯塚市内を運行する西鉄バス路線の概要について、報告をお願いします。

事 務 局 ： 資料７をお願いいたします。

事業者は、西鉄バス筑豊株式会社が市内の乗合バス５路線、西日本鉄道株式会社が、筑豊特急福岡線を運行しております。

令和３年度から筑豊（特急）福岡線以外の市内ローカル線の全５路線を赤字補填しています。

飯塚市の令和６年度赤字補填額は１００,０５６,０００円です。令和６年度輸送人員は５路線合計約１,２２０,０００人で、令和５年度より増加傾向にあります。

なお、１０月に運賃改定が予定されており、今後も引き続き、近隣自治体とともに情報共有や支援を行い、西鉄様と利用促進や乗務員確保に努めるなど、公共交通の維持・確保を実施していくこととしております。

以上で報告を終わります。

小 川 会 長 ： ただいま事務局から西鉄バス路線の概要について報告がありました。ご意見ご質問ありませんか。それでは本件は報告事項でございますので、ご了承願います。

（４）出前講座の実施について

小 川 会 長 ： 次に「出前講座」の実施について、報告をお願いします。

事 務 局 ： 資料８をお願いいたします。

こちらは、多くの市民の皆さまにコミュニティ交通をご利用いただけるよう、市職員がコミュニティ交通の利用方法などを訪問してご紹介する「出前講座」のチラシです。各地域のいきいきサロンや、お友達の集まりなどで、利用方法の説明をしてほしいなどのご要望がありましたら、ぜひご活用いただきたいと考えております。

なお、このチラシは、市のホームページに掲載しております。また、民生委員の皆さまや自治会長会でもご紹介をしていく予定です。

協議会委員の皆さまにおかれましても、各地域でご要望がございましたら活用していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小 川 会 長 ： ただいま事務局から出前講座の実施について報告がありました。ご意見ご質問ありませんか。それでは本件は報告事項でございますので、ご了承願います。

7. その他

小 川 会 長 ： 最後にその他でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

岸 川 委 員 ： 4 月から初めてこの会議に参加させていただいたので質問ですが、コミュニティバスは聞いたことがあります、エリアワゴンというのを初めて聞きました。エリアワゴンというのはどなたでも利用することができるのでしょうか。

事 務 局 ： エリアワゴンはどなたでも 1 回 100 円でご利用いただくことができます。コミュニティバスとの違いにつきましては、コミュニティバスは市の交通計画の中で地区間を結ぶ交通機関となっております。エリアワゴンにつきましては、各地区の地区内の決まった停留所、決まった時間に運行するものとなっております。

小 川 会 長 ： 他にご意見ご質問等ありますでしょうか。

安 増 委員代理： エリアワゴンと路線ワゴンの違いを教えてくださいませんか。

事 務 局 ： 路線ワゴンは、令和 7 年度は幸袋地区と鎮西地区の 2 地区で運行しております。エリアワゴンと路線ワゴンの違いと言いますと、路線ワゴンは令和 2 年に西鉄バスの路線が廃止になったところに代替交通として導入したものです。停留所はその時の停留所を使っています。

エリアワゴンは、令和 4 年度にまちづくり協議会などが運行していた買い物ワゴンを市の方でエリアワゴンという形で運行管理する形になったものです。

小 川 会 長 ： 他にご意見ご質問ありませんか。よろしいですか。

8. 閉 会

小 川 会 長 ： それでは協議会規約第 11 条第 3 項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名いたします。今回は久田委員、三谷委員にお願いいたします。議事録作成後、事務局からお伺いしますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。